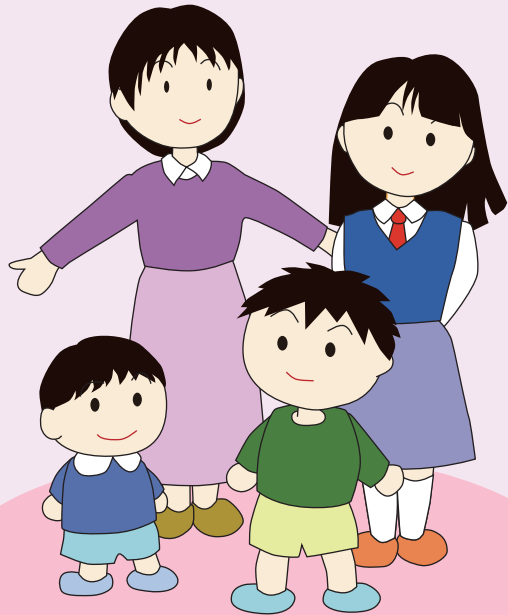


犯罪から子どもを守る



司法面接法の開発と訓練

News Letter

Vol.8

2012.09.

独立行政法人 科学技術振興機構
・社会技術研究開発センター

研究開発プログラム

「犯罪からの子どもの安全」

研究開発プロジェクト

「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」

道内研修 4 年間の振り返り、プロジェクトの評価

道内研修 4 年間の評価と今後の道内での司法面接の可能性について

今後の道内での司法面接の可能性

北海道における司法面接研修について

道内の児童相談所を訪問して

司法面接関係者からのプロジェクトの評価

司法面接の実現をめざして

司法面接のこれから

子どもの面接調査で現場に触れて思うこと

日本の児童福祉分野における forensic interview の展開

－ 司法面接支援室との 4 年間 －

プロジェクトグループのまとめと今後の展開

まとめと今後に向けて

4 年間のまとめと今後の可能性

編集後記

カレンダー



道内研修 4 年間の振り返り，プロジェクトの評価

はじめに

道内研修 4 年間の振り返り

2008 年の第 1 回目から、4 年間で道内において計 7 回の研修を実施することができました。研修には、道内の児童相談所職員約 70 名が参加されました。研修の形式も少しずつ変わり、2 年目からは、面接の振り返りにおいて、スーパーバイザーを仲の他に、小山和利先生（北海道中央児童相談所）・二口之則先生（北海道立精神保健センター）・上宮の 4 人体制で行う形に発展してきました。また 2009 年からは、道外の研修者も参加するようになり、道外の専門家とも情報交換が行える場となりました。2010 年以降は児童相談所職員に限らず、道外から警察、弁護士、教育関係者、医療関係者などの専門家も参加されるようになり、多職種でのチームワークを通して様々な議論、意見交換が行える研修となっています。



道内研修

道内研修 4 年間の評価と今後の道内での司法面接の可能性について

北海道中央児童相談所 小山 和利



個人的にも非常に学ぶことの多い 4 年でした。特に、最初の研修で受けた実習での困惑を思い出し、今も気恥ずかしくなります。

面接技法の事前学習ではそれ程困難とは思わなかったのですが、実際に子どもと面接する実技では、司法面接の手法を全く使いつけなせない不器用な自分を自覚させられました。私に限らず、参加者の日常のコミュニケーション傾向が顕在化し、実技場面では途方に暮れ中断する場面や、開き直って自己流の面接を貫こうとする場面にしばしば出会うことになりました。長い職業経験によって作られた対人姿勢や対話の習慣は予想以上に強固でした。

オープン質問での掘み所のない返答に窮し、困惑を深める参加者が多かったと思います。しかし、同時に、これまで子どもの発語を如何に限定・誘導してきたかを思い知らされました。事実確認の客観性からすれば、使命感や善意が空回りしていたことになります。

司法面接は構造化された面接ですが、求める発語は自由ですし、面接の主体は被面接者です。児童相談所で慣れ親しんだ調査面接との質的な違いが際立ちます。そのため司法面接の手法に馴染むために相応の熟練が必要と言えます。繰り返し司法面接に接し準備を怠らないことが、児童相談所に求められていると思われます。

現在は、道内の児相間での差はありますが、中央児童相談所では性的な虐待を疑われた子どもには、ほぼ全員に司法面接が実施されています。また性虐に限らず虐待の有無が子どもの証言の信憑性に拠る場合にも、司法面接の手法が日常的に使われるようになっていますし、「オープン質問」「バックスタッフ」「ブレイク」等が日常業務の中で違和感を持たれなくなっています。

児童相談所の権限が強化された今、調査面接、心理療法的面接に続く第三の面接法として定着させなければならぬと考えます。



道内研修

今後の道内での司法面接の可能性

北海道立精神保健センター 二口 之則

最初に司法面接と聞き、「司法面接って何？」と感じる人は少なくないだろう。児相でもその言葉から司法関係者が行う面接等と捉えて、その必要性を感じる人は少なかったと思う。私はむしろ、「司法面接」という言葉よりもこの面接の面接技術に心が動いた。残念ながら専門機関とされる児相であっても確固たる面接技術の研修プログラムはない。この面接技術はよどみない、言語による事実の特定のための技術である。物証が事実を物語ることは言うまでもない。しかし心理的、性的虐待における物証は希薄であり、むしろ無いと言っても言い過ぎではない。その解明には証言、つまり言語でしかなく、この言語による限りない事実の確認を目指すのが司法面接である。その事実確認のための技術は児相にとって魅力的であった。

以前私は「児相職員は子どもの代弁者であれ」と言ったことがある。ロールシャッハの反応が 10 にみえないケースが物語るように、児相で扱う子どもの言語表現は限られており、自分に起こる出来事を適切に言語で置き換える（表現する）能力は未熟である。

であるからこそ、子どもを守るという視点に立てば、限られた言語表現からより正確な事実の確認は必須とされる。

原理的に人の認知は危うい。改めて司法面接を勉強し再認識した。子どもの認知には子ども特有とも言って良い転動性がある。司法面接が完全なる事実の確認を可能にする技術でないにしても、手続きを踏んだ誘導性のない事実の確認の技術は、子どもを救う上で重要なものである。

平成 20 年（2008 年）から始めた北大との連携（のりしろ連携）で多くの職員が司法面接の技術に触れ、日々の業務に直接、間接、意識、無意識であれ実用されている。新たなことを導入するには相当のエネルギーがいる。エネルギーの意味は理解である。道としても今後司法面接を継続して導入していく必要性から予算化し研修体制を整えていくこととしているが、研究と現場（臨床）連携なくして有機的な施策はない。大学の研究が現場の臨床の場で実装され、子ども達の支援に繋がることを願うものである。



北海道における司法面接研修について

北海道保健福祉部子ども未来推進局 吉野 拓

北海道で児童相談所職員を対象とした司法面接（事実確認面接）研修が始まったのは平成20年度（2008年度）。当初受講者は年間10人程度でしたが毎年増え続け、平成23年度（2011年度）末で合計65人が受講しました。

司法面接は、フィルターをかけない事実を子どもの自発的説明から得て、法的な客観的立証性を確保することを目的としているため、面接者の主観や推測、誘導、伝聞などはすべて排除されなくてはなりません。それは通常我々が行っている、必要な項目を埋めるための調査面接やカウンセリング的な面接等とはそもそもの面接目的が違うのだと頭では理解していても、これまでのやり方をすぐに切り換えることはなかなか難しいことでした。初めて



研修を受講した方からも“情報を与えず誘導のない面接を行うことの難しさを実感した”といった感想が多く寄せられていたことから、この手法は、基本的な理論を理解した上で、ロールプレイや面接場面の録画による振り返りなど実技研修を積み重ねることが重要であり、研修終了後も

継続した学習と多くの経験を積む必要があると考え、平成23年度（2011年度）から既受講者を対象としたフォローアップ研修を始めたところでした。

平成22年度（2010年度）に道児童相談所が扱った虐待相談対応件数1,115件のうち、性的虐待相談対応件数は30件。一方、当該年度中に司法面接を実施したのは15件でいずれも性的虐待被害児童に対して実施しています。約半数に実施しているということは、被害事実確認の重要な手法として定着しつつあると言えるのではないかと思います。

今後はこの手法を生かすためにも、今まで以上に警察や司法機関との連携強化を図るほか、引き続きフォローアップにも力を入れていかなければと考えております。

これまで仲教授をはじめとする北海道大学司法面接支援室の皆さんのご協力により、児童相談所職員に対する司法面接研修を毎年行うことができたことに研修担当として深く感謝致します。これからもご指導とご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。



道内の児童相談所を訪問して

北海道大学 司法面接支援室 上宮 愛



昨年度の終わりから、道内の9つの児童相談所（中央、室蘭、岩見沢、旭川、帯広、釧路、北見、函館、稚内）にお邪魔し、研修にご参加いただいた皆さんにインタビューを行いました。

インタビューでは、北大の研修に関するご意見、ご感想、そして、お仕事で司法面接をどの程度活用しているかを聞くことができました。お忙しい中、インタビューにご協力いただきました皆さまにこの場をお借りし、厚く御礼申し上げます（約40名の皆さまにご協力いただきました）。

9つの児童相談所にお邪魔させていただき、当たり前のことですが、地域によって、虐待種別の件数や、関係機関との連携方法などに違いがあり、その地域に適した対応が必要となることを改めて感じました。司法面接の実施状況については、児童相談所によって多い少ないなどありましたが、研修に参加された参加者それぞれが司法面接の技法（質問の仕方など）をお仕事のいろんな場面で活用していることを実感しました。例えば、性虐待ケースは全て録画や録音を伴う司法面接を実施しているところ、性虐待ケースにとどまらず身体的な虐待などにおいても必要であれば実施しているところ、そもそも性虐待の件数が少ないため司法面接を実施する機会が少ないが最初の面接ではオープン形式の質問を用いた事実確認を徹底しているところ、などがありました。中には



心理判定、療育手帳の交付の判定などの場面でオープン質問を用いて、その子どもがどの程度自分の力だけで話せるのかを調べることに司法面接の技法を活用している方もいらっしゃいました。

インタビューで皆さんが口をそろえておっしゃったのは、研修に参加したことで、「子どもを誘導してしまうという事態が起こりうる、そのような可能性がある」ということを認識し、その点については業務の中で気をつけるようになったということでした。一方で、実際に司法面接を実施するにあたり、研修に1度参加しただけでは、「本当にこれでいいのか？」と不安になることもあるというご意見などもありました。本来子どもの証言の信用性を保つために用いるはずの司法面接法を誤った形で実施してしまうことで、その子どもの証言の信用性を下げってしまうような事態になれば、意味がないというご意見もありました。また、司法面接の実施にあたり、スタッフ間で重要なのは、司法面接の知識を共有していることであるというご意見もありました。研修者自身が、児童相談所に戻って、研修にまだ参加していない方に伝達研修などを行っている児童相談所もありました。

このような現場からのご意見を大学に持ち帰り、それをもとに司法面接の新たな可能性について、実験、調査などを行い、その研究の知見をまた現場にお返しできればと改めて思いました。自分たちの行っている「研究」の意味を再確認する、とても貴重な旅となりました。



司法面接関係者からのプロジェクトの評価

はじめに

司法面接関係者からのプロジェクトの評価

「司法面接」「事実確認面接」「プロトコル面接」これらの言葉の認知度がまだまだ低かった頃の事を思うと、現在では実務場面、学術領域、政策場面など様々なところで、その名前を聞く機会が増えたように思います。4年間のプロジェクト期間の中では、司法面接に携わる多くの先生方と交流させていただきました。

ここでは、これまでプロジェクトに関わってくださった先生方から、現在の日本の「司法面接」「事実確認面接」の現状についてご報告いただくとともに、今後の可能性についてご執筆いただきました。プロジェクトに関わってくださった先生方、全てのお名前をこの場書ききれないのがとても心苦しくありますが、無事、4年間のプロジェクト期間を終えましたことを感謝しつつ、司法面接の未来について、更に研究、実装を進めていければと思います。



司法面接関係者

司法面接の実現をめざして

社会福祉法人カリヨン子どもセンター 理事 弁護士 一場 順子



2008年12月に、仲先生を中心に「司法面接法の開発と訓練」プロジェクトが開始され、「司法面接」が日本でもよく知られるようになった。同じ2008年、私と木田秋津弁護士は、ワシントンDCの「Safe Shores」を見学して日弁連の「自由と正義」

11月号に「司法面接と諸専門領域にわたる多角的児童虐待の評価について」という論考を発表した。それから4年近く、活動場所は異なっても、日本に司法面接が制度として根付くように、共に、活動してきたと思う。日弁連は、国連子どもの権利委員会に提出した報告書の中で、「子どもから供述を得る面接技法であるとともにこれを司法の場で証拠として利用するための制度でもある司法面接を含め、性的搾取

を受けた被害児童の心身の回復をはかる専門的ケアをおこなうことのできる人的物的設備を整えた制度を作るべきである。」と提言し、国連子どもの権利委員会は、「繰り返し証言するよう求められることによって児童がさらなるトラウマを受けることがないようにするため、当該分野の専門家と協議しながら、証人となる被害者の児童に支援及び援助を提供するための手続を緊急に見直すとともに、この目的のため、当該手続において口頭での証言ではなく録画による証言を使用することを検討すること」との勧告を出した。これを受けて日弁連は昨年「子どもの司法面接制度の導入を求める意見書」を出した。カリヨン子どもセンターは、「Safe Shores」をまね、面接室とリアルタイムでモニタリングできる設備を具えたバックスタッフルームをもち、子どもにやさしい環境を心がけて、司法面接室を開室した。12件中5件が、警察の捜査に繋がっている。性的被害を受け心の中に事実を押し殺して生きている子ども達の苦しみを少しでも和らげられるよう、これからも司法面接の実現のために、共に、がんばっていきたいと思う。

司法面接関係者

司法面接のこれから

神奈川県中央児童相談所 鈴木 浩之

平成18年(2006年)に forensic interview を東海大学の菱川さんと協働で児童相談所(以下児相)の実践に取り入れてから6年が経ちます。当時は神奈川と大阪府が試行的に実践している程度で、児相の現場での認知度は決して高くありませんでした。大阪の実践を知りたくて電話をして、こてこての大阪弁で丁寧に、そして熱っぽく実践を紹介してくれたのが、現在の子ども総研の山本恒雄さんでした。その後、山梨県立大の西澤先生が大阪大学のシンポジウムに声をかけてくださり、北大の仲先生と出会いました。虐待防止センターではアメリカのCorner houseからトレーナーを招へいし研修が開催されました。このころ仲間と始めたのが「子どもの調査面接ビASP(スーパービジョンの会(PSVの会))」でした。せっかく学んでも、スーパービジョンを受ける機会もなければすぐに技法は錆びついてしまうと思ったからです。隔月で集まり、3年目に入って名簿だけは100名を超えています。

実践のすそ野は確実に広がってきました。こども未来財団の調査研究(平成23年度(2011年度)主任研究者山本恒雄)では、平成19年度(2007年度)に「被害確認面接」を「使っている」と回答したのが144児相のうち12児相だけだったのが、23年

度(2011年度)では146児相中65児相で半数近くになっていることが報告されています(ちなみにNICHDOが40%、RATACが28%で、25%がいずれも使っていると答えています)。6年前から比べれば、目覚ましい普及です。

とにかく児相においては「性的虐待対応ガイドライン」が示されたこともあり、さらに「被害確認面接」は広がっていくでしょう。しかし、これらの普及はあくまで福祉分野の実践における拡大であり、「司法面接」としての多機関連携、MDTについては議論と、制度改正は今後です。さらには、児相の現場の中においても「被害確認面接」が子どもの福祉を守ることに寄与した事例の集積、実践の共有化等は十分ではありません。

求められているのはこれまでのスキルの普及を次の新しいステージにつなげることです。



子どもの面接調査で現場に触れて思うこと

司法面接関係者

東海大学健康科学部 菱川 愛

実態調査をしたわけではないが、一つの自治体が100万円近くの費用をかけて十五、六名の児童相談所職員に40時間研修を行い、一つのプロトコルの研修修了者が生まれる。他方で費用負担なしに30名程度に対して別のプロトコルの研修が行われるが、それは40時間という研修時間数に満たない。いずれにせよ、2年の時間が過ぎて同じ現場に留まり、面接を実施する立場にいる者の数は、かつての半数強。その者たちが面接を実施した数は0件から数件（例外もある）。性的虐待事例全体数に対する調査面接実施率は、30%を超えない。その性的虐待事例は、全児童虐待事例の3%以下。この先、子どもの調査面接を行う者は、増えるのだろうか。どういうコンテキストにおいて調査面接を実施することにすれば、実施する面接数が増えるのだろうか。

現状が、費用対効果、専門性の向上という観点から決して望ましくないことは明らかである。それでは子どもの調査面接という専門性を備えた技術及び技術者は、日本の児童福祉現場に対してどういう貢献をすることが可能なのだろうか。児童虐待相談の当事者、子どもたちの処遇は、児童相談所の職員によって行われる。要は児童相談所が行うケースワークにとって調査面接がどうい

風に貢献することがなければ、導入が子どもたちの幸せに少しでも寄与することにはならない。

数年前、子どもの調査面接は、児童相談所が最も望む技法の一つであった。が、そこにはちょうど医療といった外部専門家に診察と確定診断、診断書を求めるように面接及び面接者に虐待の有無の結論までを期待してのことだったと思う。あいにくと海外のコンテキストでは、調査面接担当者が虐待の有無の評価を行うことはない。高度に専門的な判断を面接者が行うことが児童福祉司、児童相談所の役に立つのだとすれば、現在の面接者は、建設的なリスクを背負い、一層高度な専門家になっていくことが求められるのではないかと思う。



日本の児童福祉分野における forensic interview の展開 — 司法面接支援室との4年間 —

司法面接関係者

日本子ども家庭総合研究所 山本 恒雄

平成20年（2008年）以来、日本の児童福祉、とりわけ児童相談所における性暴力被害への対応において、JSTプロジェクトとしての北大の司法面接支援室の活動が果たした成果は極めて大きい。全国各地の児童相談所職員に forensic interview 技術として NICHD 日本版の訓練が、厚生労働省科学研究のガイドライン研修と共同で組織的に提供されたのである。ガイドライン研修と面接訓練は全国各地の児童相談所に研修チームが出向く形で提供された。またそれらの研修・訓練のフォローアップ、モニター・フィードバックという形で、実践現場と研究開発チームが双方向的なコミュニケーションを通じて面接手



法や組織対応のあり方が検討されてきた。これが可能となったのは全国各地の児童相談所や自治体福祉部局の職員が、多忙な業務の中で会場の設定から複雑なスケジュール管理までを手伝ってくれ、また困難な経験をフィードバックしてくれたからである。彼らの協力無しにはこの研究は進まなかっただろう。



平成24年（2012年）9月末の時点で300人を超える児童相談所の職員が NICHD プロトコルの初期訓練を終え、4000人を超える児童相談所職員・施設や市町村関係部門職員がガイドライン研



修に参加した。わが国ではもう一つ、コーナーハウス Japan による RATACTM の訓練が民間ベースで展開しており、合わせると500人近い児童相談所職員が面接技術の訓練を終えたことになる。

ただし、これらはすべてスタートラインの段階に属する。多くの職員が3年前後で異動・転出していく児童相談所現場の状況にあって、我々の活動は波打ち際に砂の城を築くようなところがある。それでも地道な積み重ねは少しずつ成果を蓄積しつつあり、ようやく全国の関係者がスタートラインに揃い始めている。平成19年（2007年）には12か所であった forensic interview 実施児童相談所も90か所を超えようとしている。訓練を終えた職員はもっと多数の現場で試行的な実践を始めている。研究は一区切り（厚労科研は既に平成23年（2011年）3月で終了）となるが、これが更なる実践展開への烽火となることを祈りたい。我々の活動もこれで終わりにするわけにはいかないと考えている。



プロジェクトグループのまとめと今後の展開

北海道大学

まとめと今後に向けて

北海道大学 司法面接支援室 仲 真紀子



2008年に本プロジェクトがスタートしてから4年の月日が経ちました。この間賜りましたご協力、ご支援に厚くお礼を申し上げます。感謝の気持ちとともに4年間の活動をまとめたいと思います。

【目標】 このプロジェクトの目標は、①心理学の基礎的研究にもとづき、司法面接法とその研修プログラムを開発すること、②4年間の期間中に、年延べ少なくとも36人、計144人以上の専門家を対象に面接法の訓練を実施し、効果を測定すること、③上記の成果をもとに面接法と研修プログラムのパッケージを作成し社会に提供すること、としていました。それぞれについて、見てまいります。

【基礎的研究とプログラム開発】 まず、プログラム開発についてですが、2008年は英国の司法面接ガイドライン（邦訳：子どもの司法面接—司法場面における子どものケアガイド）、2009年は、より構造化されたNICHDプロトコル、2010年以降はNICHDをベースとした暫定版北大司法面接ガイドラインを作成し、プログラムを改善してまいりました。講義の内容と順序、時間配分、4人のチームによる種々の演習、シナリオやワークシートなどは一定のかたちをとり、専門家の方々に提供できるものとなってまいりました。効果測定により、研修後は面接者のオープン質問が増え、被面接者の発言が増えることも確認しています。

期間中、学術研究員、院生、学部生とともに基礎的研究も進めてまいりました。①幼児、児童による出来事の報告・感情表現、②面接における道具（人形）の使用、③報告の正確性に影響を及ぼす要因（面接の繰り返しの効果、面接法の効果）、④面接者に対する反対尋問、⑤録画におけるカメラアングルの効果等の研究課題について研究・調査を行い、また、福岡教育大学の杉村班では、幼児による人物同定の研究が行われました。結果は面接法や研修に投入され、また、学術誌等にも公開されつつあります。多くのお子様、保護者、教員、学生、市民の方々にたいへんお世話になりました。

【研修】 目標は延べ144人でしたが、研修者数はこれを多く上回りました。北海道児童相談所、札幌市児童相談所はもとより、日本子ども家庭総合研究所、カウンセリングルームまるやま、子どもの虐待防止センターほか、多くの先生方のお助けも得て、道内119人、道外819人に研修を提供してまいりました。対象も児童相談所職員のみならず、警察、検察、家庭裁判所、弁護士会、NPOの方々等多岐にわたっています。研修でいただくフィードバックにより、プログラムも大きく向上しました。

簡単ですが、以上が活動のまとめです。現在、これらの成果をもとにテキストのかたちでのパッケージ化を進めています。これらの活動は本当に、お名前は書ききれませんが、多くの方々のご協力、ご支援あつてのものでした。どうもありがとうございました。本プロジェクトは今後、文部科学省・新学術領域「法と人間科学」のプロジェクト「子どもへの司法面接：面接法の改善その評価」として継続してまいります。どうぞこれからも引き続き、よろしくお願い申し上げます。



4年間のまとめと今後の可能性

福岡教育大学 杉村 智子

杉村グループでは、子どもの証言や人物同定に影響をあたえる要因について、主に2つの方向から研究を進めてきました。まず始めに、研究の概要について簡単にまとめていきたいと思います。

①現実場面に近い状況で幼児の目撃証言能力を検討する応用的研究

まず、応用的研究では、実際に子どもが目撃したこと（例えば、幼稚園の教室で2名の人物による紙芝居をみる、等）について、後から、出来事や人物の容貌について語ってもらったり、複数の写真の中からその時に見た人物の写真を選んでもらったりするという手法で、次の3点について検討しました。まず、人物の容貌についていろいろ尋ねて言語化させることが、後の写真選択の正確性に影響するかという実験では、言語化をさせると誤再認が増える傾向がみられました。また、人物の写真選択の時に使用する写真が、眼鏡や髪型などの点で目撃時と異なる場合には、人物同定の信憑性はほとんどありませんでした。同一人物について時間間隔をおいた複数回の人物の写真選択を行わせた実験では、1回目と2回目で反応を変化させる幼児が少なくありませんでした。

②幼児と成人の顔刺激に対する情報処理の違いを検討する基礎的研究

次に、基礎的研究では、アイトラッカー（眼球運動測定装置）を使って、人の顔の同一性や性別を判断するときに、顔のどの部分に注目して判断しているかを成人と幼児で比較し、幼児の顔情報処理の特長について検討しました。従来の研究からは、幼児は成人と異なり、顔の内部特徴（目、口、鼻など）ではなく髪型によって同じ人物が違う人物かを誤って判断したり、髪型を手掛かりに誤って性別を判断したりする傾向のあることが数多く報告されていました。しかし、同一性や性別を判断する時に、実際に顔のどの部分を注視しているかを調べたところ、幼児も成人も髪型

には注目せず、顔の内部を注視していました。また、同一性判断においても性別判断においても、幼児は髪型を手掛かりにした判断しているにもかかわらず、成人よりも長く顔の内部を注視していることがわかりました。これらの結果から、幼児は顔の内部情報を注視しているが、周辺視野からの髪型の情報を抑制できないために判断を誤る傾向にあることが示唆されました。

以上、4年間の研究のまとめでしたが、①については、子どもにも人物同定を行わせる際の注意という観点からはいくつかの示唆が得られたかもしれませんが、子どもの目撃記憶を一番よい形で引き出すという観点からは、どちらかというと後ろ向きな結果（！）ばかりのような感じがしています。②については、注視していない部分からの影響で成人と子どもの判断が異なってくるという視点に気づかされ、これからもっと深めていかなくてはいけない観点だと実感しています。①、②を通じて感じたことは、やはり、個人差の問題です。一般的な子どもと成人の傾向の違いを明らかにすることも大事ではあると思いますが、成人であっても人の顔などを記憶するのが得意な人もいれば、苦手な人もいます。この個人差を生み出しているものが何なのか、また、この個人差を考慮にいれたうえで、目撃記憶の信憑性を考えることはできないか、という点も、今後の大きな課題です。

最後になりましたが、貴重な研究の機会を与えて下さった仲真紀子先生、司法面接支援室のメンバーのみなさん、4年間色々とお世話になりました。本当にどうもありがとうございました。



編集後記

北海道大学 司法面接支援室 上宮 愛

ニューズレターも、本号で8号となりました。ニューズレターでは、なるべく多くの現場の皆さまのお声を掲載できればと考えて参りました。これらの記事を通して、プロジェクトでも、様々なアイデアをいただき、多くを学ばせて頂きました。また、読者の方のご意見の中には、研修後の状況報告などの記事から、「自分の状況ととてもよく似ている。悩んでいるのは自分だけじゃないんだと励まされる」などのご意見をいただくこともありました。JSTの『実装』という目的において、現場の声を多く掲載させていただけたことをとてもうれしく思いますとともに、本プロジェクトには多くの方が関わってくださっていたということ、いろんな所へお邪魔させていただいたということ、多くの専門家の方々と一緒に進めてきた4年間であったと改めて思います。

ニューズレターの作成に当たり、多くの先生方に原稿をお寄せいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

また、いつもニューズレターを読んでくださっていた皆さまにも、励ましのメール、コメントをいただきました。本音を言うと、ニューズレターを作成しながらも、「はたして、誰か読んでるのだろうか？」と不安になる時も多々ありました。しかし、研修会、勉強会など行く先々で、「いつも読んでますよ」とお声をかけていただき、それがニューズレター作成のモチベーションに繋がりました。心より御礼申し上げます。





カレンダー

日付	内容
4 月 19 日	司法面接研修の打合せ（北海道中央児童相談所）
4 月 25 日	司法面接研修（北海道警察）
5 月 10 日	司法面接研修の打合せ（札幌市児童相談所）
5 月 18 日	司法面接研修の打合せ（北海道庁）
5 月 28-29 日	司法面接研修（栃木県中央児童相談所）
6 月 1 日 -2 日	認知心理学会（岡山）
6 月 4 日 -5 日	司法面接研修（広島県西部こども家庭センター）
6 月 6 日 -7 日	司法面接研修（青森県警察）
6 月 19 日 -20 日	司法面接研修（福島県警察）
6 月 22 日	司法面接に関するインタビュー（旭川児童相談所）
6 月 25 日 -26 日	多職種の専門家を対象とした司法面接研修（北海道大学）
7 月 3 日 -4 日	司法面接研修（名古屋地方検察庁）
7 月 14 日	PSV の会（東京）
7 月 17 日 -18 日	司法面接研修（兵庫県中央こども家庭センター）
7 月 25 日	司法面接研修（北海道警察）
8 月 20 日 -21 日	児童相談所における法的被害事実確認面接（NICHHD プロトコル）実務トレーニング研修（東京）
8 月 24 日	司法面接に関するインタビュー（函館児童相談所）
8 月 29 日	司法面接研修（札幌弁護士会）
8 月 29 日	司法面接に関するインタビュー（北見児童相談所）
9 月 4 日	司法面接に関するインタビュー（釧路児童相談所）
9 月 10 日 -13 日	日本心理学会（東京）
9 月 14 日	実務家研修「コミュニケーション弱者のための取調べ技法：情報収集アプローチ」
9 月 15 日	JST 第 5 回「犯罪からの子どもの安全」シンポジウム『新たな協働に向けてー 13 の成果と 7 つの提言ー』（東京）
9 月 19 日	司法面接に関するインタビュー（帯広児童相談所）
9 月 20 日	司法面接に関するインタビュー（旭川児童相談所稚内分室）



▲片山総括とともに
JST 第 5 回「犯罪からの子どもの安全」シンポジウム

募集中

お子様 研究協力者 募集

「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクトでは、幼児から高校生まで、お子様の研究協力者を募っております。2012 年度も、文部科学省・新学術領域「法と人間科学」のプロジェクト「子どもへの司法面接：面接法の改善その評価」として、引き続き、協力者を募集いたします。協力者登録についての詳細はプロジェクト HP をご覧ください。登録用紙も HP からダウンロードできます。

<http://child.let.hokudai.ac.jp/doc/?r=89>

受付中

司法面接に関するご相談

今後も引き続き、司法面接の研修や実施に関わるご相談を受け付けています。メール等でご連絡下さい。

http://child.let.hokudai.ac.jp/forms/contact_us/

募集中

大学院生 募集

北海道大学大学院文学研究科・仲研究室では子どもの記憶、コミュニケーション、認知発達、司法面接等に関する研究を目指す大学院生（修士、博士）の受験をお待ちしています。専門職にある方の社会人入学も歓迎です。大学院受験については、北大文学研究科の HP をご覧ください。

<http://www.hokudai.ac.jp/letters/>

「司法面接法の開発と訓練」プロジェクト事務局
（司法面接支援室）

060-0810 札幌市北区北 10 条西 7 丁目
北海道大学 大学院 文学研究科 内
電話 / FAX : 011-706-2306
child@let.hokudai.ac.jp
<http://child.let.hokudai.ac.jp/>

プロジェクト代表
北海道大学大学院文学研究科 心理システム科学講座
教授 仲真紀子
mnaka@let.hokudai.ac.jp